

## 別紙資料1 「過去の事件等の概要」

### 過去の事件の概要

#### 1. 生活福祉課課長補佐による生活保護費詐取事件（平成12年9月判明）

##### （1）事件の概要

生活福祉課管理係において厚生省への経理状況報告書を作成するため、生活保護費随時支給集計表をチェックしていたところ、支給された「敷金仲介料」の中に区分コードが誤っているものがあり、担当ケースワーカーに確認したところ、当該扶助費を支給した心当たりがなく、ケース記録にも支給の事実の記載がないばかりか、扶助費の支給を決定する保護決定調書も見当たらなかった。さらに給付金交付書の控えを確認すると支給対象の被保護者名で換金されており、不正支出の疑いもあることから、調査したところ、A課長補佐から、自分が不正行為を行った旨の申し出があり、A課長補佐が、生活保護費の不正支出行為により、葬祭費、敷金仲介料及び移送費等の名目で約830万円を詐取していたことが明らかとなった。

##### （2）現状の問題点の把握

高知市健康福祉部事務処理適正化検討委員会による平成12年11月の「生活保護費支給事務適正化について」の報告書において、上記事件により浮かび上がった課題として、以下の点が挙げられている。

管理係において不正な保護決定通知書を判別できないこと  
扶助費支給の情報が担当ケースワーカーに伝達されていないこと  
架空の事実に基づく事務手続がすすめられたこと  
不正を発見する事務システムの不備

##### （3）現状の具体的対応策

高知市健康福祉部事務処理適正化検討委員会による平成12年11月の「生活保護費支給事務適正化について」の報告書において、具体的対応策として、以下のようにあげられている。

完全な事務手続の励行

事務処理の仕組みをどれだけ完璧なものにしても、手続きを省略したのでは、事務適正化は達成できない。今後はいかなる職にある者も必要とされるすべての事務手続きを経ることとし、定められた手続きが終了するまでは次の段階の処理を行わないこととする。

事務手続におけるチェック強化

随時支給の一時扶助に係るものについては、ケースファイル（保護決

定調書、ケース記録等が綴られている。)を管理係に回付する。管理係はこれにより適正に決裁された処理であることを確認したのちに消込を行う。

事件までは、保護決定通知書のみ管理係に回付されていたが、保護決定調書、ケースファイルも回付。経緯を添付。

#### 事実確認の徹底

一過性で処理が終わってしまう葬祭扶助や転居に伴う費用に対する扶助については、その事実をさらに確認することはもちろん、継続的に適用される通常的生活扶助費等についても新件適用時には、複数で対応するなど事実確認を徹底する。

#### 情報の相互伝達

随時支給による一時扶助支給分について、月ごとに一覧表を出力してケース記録と照合する。これにより、担当ケースワーカーは事務処理の事後確認を行うことができ、合わせて支給経過を把握することもできる。

#### 情報の共有化

開始世帯一覧表・廃止世帯一覧表を管理職及び保護係にも回付し、ケース記録等との突合を行うなどの方策により、チェック体制を強化するとともに課内の情報の共有化を図る。

さらに、当該報告書において、具体化が望まれる事項として、以下の事項が挙げられている。

葬祭扶助や転居に伴う費用などは、その原因となる事実と住民基本台帳など本市の他のシステムが保有するデータとの突合が可能であり、システム間の連携によりチェックを行う。

保護申請受理簿などのすでに存在する帳簿類の活用によりチェック機能の向上を図る。

随時支給による一時扶助支給のリストについて、被保護世帯の状況をリアルタイムに把握するためには日々の集計表を保護係に回付することが望ましい。

保護係と管理係の役割分担の見直しを含め、執行体制を強化する。

現状、については、役所内システムの活用により、事実関係を確認している。についても、開始状況・廃止状況一覧表の活用により、チェック機能の向上を図っている。については、日々のチェックは行われてはいないが、月次のチェック機能を行っている。については、支給手続きの明確化により、役割分担や業務分掌を明確化している。

## 2. 住宅課職員による修繕工事代金詐取事件（平成15年9月判明）

### （1）事件の概要

平成12年10月から平成15年2月にかけて、住宅課の職員が業者と共謀して架空の市営住宅の修繕工事を発注し、修繕代金を詐取したものである。当該職員が住宅課の担当職員であった際に、市営住宅の修繕工事に絡み、業者と結託して実体のない市営住宅の塗装工事を業者に発注したとして合計57件の発注工事の請求書（見積書）を担当課長等に提出し決裁させ、工事代金として、合計2,120万円をだまし取っていたものである。

住宅課長が専決権限を有する50万円以下の市営住宅の修繕工事に際し、その工事発注方法を悪用し、修繕工事を発注した事実がないのに、これがあるように装い、請負業者からの架空の請求書を提出して住宅課長等に決裁させ、請負業者の口座に振り込ませたのち、その請負業者から80～85%を受け取るという手口でだまし取ったものである。

当該職員は、平成10年度から14年度まで住宅課技術係技査として、市営住宅に関する各種工事を担当していた。

### （2）現状の問題点の把握

問題の所在については、高知市事務事業執行管理取扱方針（改訂版）平成16年1月によると以下の点が上げられている。

#### 意思決定

特定の職員の独断で修繕等の発注を行い、管理・監督職員による事前決裁等の意思決定がなされていなかったこと。

#### 不適正な事務事業執行

特定の職員から管理、監督職員へ報告・連絡・相談がないままに、本来なら工事又は小規模工事とすべき修繕を、より手続の簡便な50万円未満の発注とするため、故意に分割して発注するなど、適正な事務事業執行が行われていなかったこと。

#### 現地確認

完成検査について、写真での検査対応を行っていたため、複数職員による現地確認がなされていなかったこと。

#### 情報の共有化

修繕内容・業者発注状況等の情報の共有化がなされていなかったこと。

#### 発注の在り方

指名業者以外の業者への発注が恒常的に行われていたこと。

#### 契約への理解

契約規則等に基づかない、意図的かつ違法な発注であったこと。

#### 基準の不明確

緊急修繕と通常修繕の基準が不明確であったこと。

#### 勤務年数

同一職場での勤務年数が長かったこと。

#### チェック体制

部局の予算課（事業課）及び総務担当課のチェック体制が機能していなかったこと。

#### 組織対応

市民の要望等において、課題処理が個人によって行われ、組織としての対応ができていなかったこと。

#### コミュニケーション不足

職場でのコミュニケーションが不足していたこと。

#### 相互協力体制

特定の職員に担当業務が長期に固定化され、相互協力体制が十分でなかったこと。

#### 職務執行状況の把握

管理・監督職員が職員の職務執行状況を把握しきれていなかったこと。

#### 職場環境

修繕工事等に関して、調査から完成、請求書の受け取りまで特定の職員に任せたままであり、管理・監督職員との情報の共有化がなされていなかったため、不正を行いやすい環境にあったこと。

#### 公務員倫理

公務員としての自覚や倫理観が欠如していたこと。

### （３）現状の具体的対応策

高知市事務事業執行管理取扱方針（改訂版）平成１６年１月によって具体的な対応として以下の点が挙げられている。

意思決定・不適正な事務事業執行・現地確認・情報の共有化・契約への理解

市民等の要望の受付から完了の確認までを一見可能とするため、「市民等要望処理表」を作成し、事前決裁の徹底、チェック体制の確立を図る。

市民等の要望に関する協議内容については、「市民等要望処理表」に協議内容を記載し、管理・監督職員に報告するとともに、対応策を協議す

ること。

#### 発注のあり方

管理・監督職員は、指名業者の有無、地域性、近隣での施工実績等を勘案し、発注業者の検討・管理を行うこと。

緊急を要する場合を除き、見積書の依頼、徴収については、2人以上とする。ただし、過去の実績等により、あらかじめ予定価額が適当と認められる場合は、この限りではない。なお、管理・監督職員は、業者の偏りが生じないように留意すること。

#### 基準の不明確

緊急を要する条件を明確にし、その条件に基づく発注を行うこと。

#### 勤務年数

適正な人事異動サイクルを5年とする。ただし、課内の定数、専門職により困難な場合は、この限りではない。

#### チェック体制

予算課（事業課）は、工事について、管理、監督職員等の任意の抽出による現地確認を行うこととする。

財務オンラインシステムによる科目別、業者別等の発注状況を総務担当課に報告する。総務担当課の管理・監督職員は、出納からの報告を受け、関係帳票を確認し、予算課（事業課）に報告する。予算課（事業課）の管理・監督職員は、担当者別に発注状況を整理・確認し職員に報告する。物品については、物品管理者のみならず、複数の職員で、直視・目視による検収を行い、管理・監督職員は、納入状況及び在庫等の確認を行うこととする。

#### 組織対応

市民等要望に対応するときは、必要に応じ、複数の職員が現場に同行し（原則として、係長職以上を含む）、その経過・結果等、内容の詳細について、市民等要望処理表に記載し、管理・監督職員に報告する。

#### コミュニケーション不足

週1回の課内会、または係会の実施

#### 相互協力体制・職場環境

適正な課内異動、係内の担当替えは、3年以内とする。

#### 職務執行の状況の把握

管理・監督職員による職員へのヒアリングの実施

管理・監督職員への管理職研修の実施

#### 公務員倫理

公務員倫理研修の実施

### 3. 農林水産課職員による横領事件（平成14年6月判明）

#### （1）事件の概要

平成12年10月から平成14年4月の3年にわたり、農林水産課職員が、自己の保管する公共団体（高知市営農技術会議・高知市米消費拡大推進協議会）の預金通帳、印鑑を保管場所から持ち出し、当該団体の預金から230万円余を横領したものである。

発見は、平成14年度から新たに担当となった職員から6月初旬に課長に営農技術会議について、支払業務の遅延の情報に関する報告があり、課長が経理内容について確認を指示したところ、営農技術会議の事業費の執行に関し、使途不明金があることが判明した。こうしたことから、前担当者を事情聴取したところ、営農技術会議で使い込みを認め、さらに、米消費拡大推進会議での使い込みについても認めたものである。

#### （2）現状の問題点の把握

農林水産課による、業務上横領事件の原因は、「高知市が関与する公共的団体等に属する資金の取扱事務の再点検の結果及び今後の取扱方針」（平成14年9月）において以下の原因があげられている。

出納事務を担当者1人に任せていた。

所属長等の管理がなかった。

通帳の保管状況の不備

監査内容の不備

#### （3）現状の具体的な対応について

市は、平成14年9月の行政管理課が取りまとめた、「高知市が関与する公共的団体等に属する資金の取扱事務の再点検の結果及び今後の取扱方針」を出して、各課に改善を促している。

事務分担の整理

- ・ 高知市と団体の事務分担については、団体と協議のうえ、適切な運営を図る。
- ・ 同一人物により事務担当者について、交代等の見直しを行う。
- ・ 同一人物による複数団体の事務局併任について、事務分担の見直しを行う。

チェック体制

- ・ 複数人職員によるダブルチェック体制を強化する。（1人で全ての事務を行わない）
- ・ 請求書の内容、領収書、通帳等、それぞれの書類を複合的に突き合

わせて、チェックする。

- ・ 銀行口座の残高証明等により、残高確認を徹底する。

#### 決裁方法

- ・ 起案、支出命令書等、書面による事前決裁の方法を徹底する。
- ・ 銀行預金請求書等への押印について、管理職等責任者が行う。

#### 通帳と印鑑等の管理について

- ・ 通帳と印鑑は、各々管守者（公印規則 参照）を定めて、別々に施錠のできる場所（金庫、キャビネット、机の引き出し等）に保管する。
- ・ 通帳と印鑑の両方を金庫等に保管している場合は、金庫等の鍵の管守者が開閉を行う。
- ・ 現金収入等は、速やかに金融機関等の口座へ入金し、現金での保管は極力行わない。

#### 会計監査について

- ・ 定期的な会計監査の実施及び実施方法の充実。
- ・ 会計監査の実施にあたっては、以下の点に留意すること。

現金の保管は、適正になされているか。

収納金の金融機関への払込は、速やかになされているか。

現金取扱について、定められた職員によってなされているか。

現金の在 High について、現金出納簿等と、預金証書等（残高証明書）との照合がなされているか。

現金の在 High について、現金出納簿等と、領収証書等（証拠資料）との照合がなされているか。

その他、資金の異動・出納について、もれなく記録管理がなされているか。

上記とは別に、高知市営農技術会議、高知市米消費拡大推進協議会において、以下の対応策を出している。

通帳、印鑑の保管者は別々とする。

銀行預金の引き出し依頼書への押印は管理職が行う。

事務局における年数回のチェックと複数による監査を実施している。

会計年度及び総会開催時期の再考。

支出書類への押印は、担当以外が行う。

監査委員への報告書への押印。

上記対応について、 は実行、 、 、 は、現状は、未実行ということであった。

#### 4. 保険医療課職員の不祥事（平成15年12月に判明）

##### （1）事件の概要

福祉施設の名前を無断で使用して、市内の量販店が地域活動に対して行っている還元金を請求し、平成12年から平成15年までの間に16万円余を受け取ったもの。

##### （2）現状の問題点の把握

市の組織の問題に依存することではなく、職員個人の倫理欠如のため、起こったものと考えている。

##### （3）具体的な対応について

各部局による公務員倫理研修による対応

#### 5. 誠和園職員によるひき逃げ事件（平成15年12月判明）

##### （1）事件の概要

当該職員が、平成15年11月、早出勤務を終え、軽四自動車で帰宅途中、交差点にて原付バイクと衝突事故をおこしたが、そのまま帰宅し、その後、高知署に出頭したもの。相手方は、全治1月の重傷であった。

##### （2）現状の問題点の把握

市の組織の問題に依存することではなく、職員個人の不注意及び倫理欠如のため、起こったものと考えている。

##### （3）具体的な対応について

各部局による交通安全研修、公務員倫理研修による対応

以下の2件については、高知市議会からの個別監査請求後に判明した事案であり、個別監査請求においては列挙されていないが、高知市職員が関係する不祥事として、列挙されている5件と同様に、分析の対象とした。

#### 6. 住宅課・市営住宅無保険火災（平成16年1月判明）

##### （1）事件の概要

従来、市の建物等は全て全国市有物件災害共済会に一括加入しており、住宅課が所管する市営住宅についても、当該保険に加入していた。しかし、平成8年3月25日に栄田町市営住宅第11号における火災を契機に、住宅課は火災保険内容が有利な全国公営住宅共済会に変更することについての検討を始め、平成12年度の昭和年代建設の市営住宅の火災保険につい

て、管財契約課に変更の申し出を行った。この申し出について、当初管財契約課は、市の建物等は全て全国市有物件災害共済会に一括加入しており、個々の課の都合で一部を他の保険に加入することに反対したが、住宅課の有利であるとの説明に、住宅課が加入手続きを行うことを条件に了解した。この職務変更の意思決定は、平成12年3月17日の「市営住宅等の火災保険の加入先の一部変更について(伺)」により、総務部長及び都市整備部長の決裁で行われた。

その後、平成11年度に市営住宅保険を担当していた職員が、平成12年度からは、課内の配置替えにより、他の係となり保険事務について引継ぎがない状態が続いていたが、これに気づいた課長補佐が、平成12年5月11日の課内会で新しい職員を指名し、すぐ加入手続きをするよう指示した。当該職員は、すぐに全国公営住宅共済会と保険の加入について協議を始め、電話で協議し担当者が保険加入について打ち合わせに5月29日に来高する約束をした。平成12年5月23日未明、小石木改良住宅4号棟67号より火災が発生した。その後、保険加入手続きを行った。

この点について、住宅課では、火災の発生についての報告はするも、保険に加入していなかったことについて口頭での報告もなく報告書の作成もしていない。また、当住宅で避難生活している入居者に対しては、早急に修繕が必要なことから、市費で修繕工事を行った。

なお、修繕を行った住宅のうち、保険に加入していた住宅については、市費で一旦修繕が行われた後、保険機関の査定後、保険給付金が支払われている。

その後、平成16年になって、この事件が判明し、市民グループが修繕費の一部を市関係者に賠償させるよう住民監査請求した。市では、市監査委員の勧告を踏まえ、5月、職員4人に計700万円を損害賠償するよう請求。併せて職員16人を処分した。

## (2) 高知市職員措置請求監査報告書

本事件については、平成16年1月29日、監査委員により住民監査請求に基づく監査がなされた。当該監査の結果の要旨は次のとおりである。

住宅共済による仮算定料をもとに判断すれば、本市の損害額は10,844,709円である。

本件の住宅共済の火災保険への加入については、総務部・都市建設部の部長決裁文書により、契約事務を含めた加入手続全般を住宅課において行うこととしたが、このことについては、事務手続が適正に行われているとはいえず、職務権限が委ねられていると認めることはできない。ま

た、同決裁文書においては、火災保険の加入先の一部変更を意思決定したもので、予算執行決定がされたものではない。

住宅課は、職務権限が委ねられていたとはいえませんが、契約事務を含めた加入手続全般を行うとしており、予算執行決定をしていないことについて、重大な過失があったと認められる。また、管財契約課は、火災保険に加入せず、未加入の状態にあったことについて公有財産規則に抵触し、また、保険契約の締結を怠ったものであり、結果として本市が損害を被ったのであるから、著しく注意義務を怠ったものとして重大な過失があったと認められる。

地方自治法第243条の2第3項の規定に基づく賠償命令の手続きがなくても、本市には損害賠償請求権が発生しており、3年を経過しても賠償命令以外の方法で賠償責任を追及できるものと認められる。

本市は、職員に賠償責任があるにもかかわらず、損害賠償を請求していないことから、違法若しくは不当に財産の管理を怠っているものと判断され、地方自治法第242条第4項の規定により、損害額の補填等について、適切な措置を講じることを求める。

また、当該結果に基づいて、「当該損害を十分に調査の上、損害額の補填等について、平成16年5月31日までに適切な措置を講じることを勧告する」との勧告がなされた。さらに、監査結果に関してなされた意見において、本件の原因として、「公有財産を適正に管理するために制定された公有財産規則に定められた職務の執行を怠ったこと、職務権限に基づいて執行管理が適正に行われていなかったこと等によるものである」と記載されている。

### (3) 問題の所在

住宅課から提出された報告書の記載及び高知市職員措置請求監査報告書に基づいて、問題点を次のとおり指摘する。

住宅共済の火災保険への加入について、職務権限を住宅課に委ねる際の手続が総務部・都市建設部の部長決裁文書によりなされている点について、事務手続が適正に行われていないこと

住宅課が独自の契約を行うことを了解した管財契約課が、契約について事後の確認を行わなかったこと

市営住宅保険の担当者が不在となっている間の保険の契約状況について、上席者が管理を怠っていたこと

火災発生後の修繕を市費で行ったことについて、住宅課から都市整備部

長への報告がなされなかったこと

#### (4) 具体的対応策

管財契約課では、監査委員からの指摘に基づき、本事案のように管財契約課で契約を行わないこととなったものについても、その後の契約状況を確認することとしている。

住宅課では、当然なされるべき事務の引継ぎを徹底して行うとともに、他の事案で指摘されている「情報の共有」について徹底して行うこととしている。

### 7. 行政機関に対する不当要求行為

#### (1) 事件の概要

平成16年6月19日、高知市内の下水道工事現場において、同市在住の自営業の男性が警備員に乗用車を停止させられたことに腹を立て、その場で市役所に電話をし、担当幹部を現場に呼び出した。約三時間半にわたり「看板に業者の連絡先がない」などの苦情を言い続けた上、300万円を脅し取ろうとした。

市幹部は、6月21日、行政暴力担当副参事と対応を協議し、行政対象暴力として高知南署に連絡した。また、請負業者から相談を受けた同副参事が被害の申告を促した。その結果、6月25日、高知南署が、自営業の男性を逮捕するに至った。

その後の捜査により、複数の市幹部らが同容疑者の苦情に対して、私的に、数十万円の解決金を渡していたことが判明し、同容疑者は再逮捕された。

#### (2) 関連事項

平成8年以降、市幹部らが特定の市民の下に参じて謝罪することが常態化し、また、特定の市民が関係する店に市のほとんどの幹部が出入りしている状況について、市議会でも多くの議員から指摘がなされていた。

こうした指摘を受けて当時の松尾市長は、こうした事態は予想以上に深刻な状態であり、市民から見て過剰な対応については是正する旨の答弁をしている。また、こうした問題は組織一体となって取り組むべき問題であるとの答弁もなされている。

その後、平成10年12月、公務執行妨害などへの対応マニュアルが作成され、苦情対応に対する組織対応が明記された。また、平成13年度には行政対象の不当行為に関する職員研修が2回実施され、合計約180人

が参加している。

### ( 3 ) 問題点

問題の所在について、次の点を指摘する。

公平性が要求される公務員として、特定市民に対する過剰な対応があったこと。また、この点に関して市職員の意識が低いこと。

上席者に報告するなどの組織的対応がなされず、私的に金銭を支払うなどして解決したこと。

平成10年12月には対応マニュアルが策定され、平成13年の不当行為に対する職員研修が実施されているにもかかわらず、同様の問題が起こったこと。

こうした要求を認め続けると、公金や権限を標的にされるという危険性があること。

こうした問題は、市のみならず県や他の自治体などと協力して対応にあたらなければならない問題であるが、そういった連携がとられていなかったこと。

### ( 4 ) 具体的対応策

高知県警から人員の派遣を受けている。

高知県警と連携し、刑事事件の対象となるものについては検挙している。総務課に行政暴力担当副参事をおいて、個別の事案について相談できる体制を整えるとともに、庁内の情報を集約している。

平成16年8月、「高知市不当要求行為対策要綱」を制定した。また、マニュアルを策定する予定である。

## 別紙資料2 不正事例分析

A: 仕組みがなかった C: 仕組みに欠陥があった(仕組みが適当でなかった)  
 B: 仕組みがあるが、機能しなかった(仕組みは適当であった) D: 経営者不正

時期	会社名	事件の経緯・内容	類型	原因	事件後の対応策	参考資料	参考資料
1996/02	大和銀行	ニューヨーク支店不正取引で米当局と司法取引	B	社内管理体制の不備	記載無し	弦巻ナレッジネットワーク(HP)	
1996/03	ミドリ十字	非加熱血液製剤問題	D	経営者不正	記載無し	毎日新聞2002/08/21	
1996/06	高島屋	総会屋への利益供与	D	経営者不正	法務対策室の設置		
1996/08	大日本印刷等	談合	BC	発注側の知識のなさおよび談合体質のあった業界	大規模な組織開発、各種委員会の設置、倫理綱領の策定、教育の強化等	裁判判決要旨	
1996/09	住友商事	銅不正取引	B	社内管理体制の不備	記載無し	弦巻ナレッジネットワーク(HP)	
1997/03	味の素	総会屋への利益供与	B	社内管理体制の不備	記載なし	HP専門情報	
1997/05	野村證券	総会屋への利益供与	D	経営者不正	記載なし	東京地裁資料版商事176号183p	
1997/06	第一勧業銀行	総会屋への利益供与	D	経営者不正	記載なし	アイネックスHP	
1997/06	日興証券	総会屋への利益供与	D	経営者不正	記載なし	HP専門情報	
1997/06	大和証券	総会屋への利益供与	D	経営者不正	記載なし		
1997/10	北国銀行	背任	D	経営者不正	記載なし		
1997/10	松坂屋	総会屋への利益供与	D	経営者不正			
1997/10	三菱自動車工業	総会屋への利益供与	D	経営者不正	記載なし	アイ・アール・エムのHP	
1997/11	三菱電機	総会屋への利益供与	-	資料の検索できず			
1997/11	東芝	総会屋への利益供与	-	資料の検索できず	渉外監査室の設置	東芝HP	
1997/11	日立製作所	総会屋への利益供与	-	資料の検索できず	業務改革本部にて改革	日立HP	
1997/11	三菱地所	総会屋への利益供与	-	資料の検索できず			
1998/03	山一證券	飛ばし疑惑により自主廃業	D	経営者の不正	-		
1998/11	三田工業	粉飾決算	D	経営者の不正	-		
1998/12	東京証券取引所	相場操縦	D	経営者不正(グループ会社)	内部告発制度の導入	日経金融新聞2003/09/26	京都新聞2003/12/11
1998/12	NEC等	防衛庁に対する過大請求問題	D	経営者不正	行動規範の制定、経営監査本部の設置、企業行動憲章の改訂	弦巻ナレッジネットワーク(HP)	
1999/09	ヤクルト	プリンストン債の購入	D	経営者不正	記載無し	弦巻ナレッジネットワーク(HP)	
1999/09	JCO東海事業所	臨界事故	BC	社内管理体制の不備	社内管理体制、監査体制の強化、委員会の設置	弦巻ナレッジネットワーク(HP)	
1999/11	日栄	恐喝未遂事件	D	経営者不正		毎日新聞(HP)	
2000/01	日本経済新聞子会社	不正経理	D	経営者不正	記載無し	弦巻ナレッジネットワーク(HP)	
2000/06	雪印乳業	集団食中毒事件	BC	社内体制の不備・消費者の一番のニーズである品質よりも新鮮さを追求	経営諮問委員会の開催、お客様センターの充実、企業行動憲章の作成等	雪印乳業HP	「検証「雪印」崩壊」等
2000/07	三菱自動車	クリーム・リコール隠し	B・C	誤った慣習	社内管理体制の強化		
2000/10	三洋電機子会社	太陽光発電パネル不正出荷	D	経営者不正	経営理念の改訂、内部監査委員会の設置等コンプライアンス体制の強化	弦巻ナレッジネットワーク(HP)	
2001/01	味の素	調味料成分の虚偽表示	D	リスク認識の甘さ	記載無し	弦巻ナレッジネットワーク(HP)	
2001/01	日本医科大学付属病院	手術事故隠し	D	経営者不正	事故調査委員会の設置	弦巻ナレッジネットワーク(HP)	
2001/03	千代田生命	巨額融資による経営破綻	D	経営者不正	記載無し	弦巻ナレッジネットワーク(HP)	
2001/05	マルハ	水産物輸入で原産地証明書を偽造	A	社内管理体制の不備	記載無し	弦巻ナレッジネットワーク(HP)	
2001/11	武田・エーザイ等	欧州委員会からビタミン製造業者に対し罰金	BC	社内管理体制・倫理観の欠如	教育の徹底	薬品会社のHP	
2001/12	エンロン	粉飾決算	D		-	HP「コーポレートガバナンス今後のわが国の経営にかんする研究会」	「内部告発エンロン」
2002/01	日立製作所	競売入札妨害	B	社内体制の不備	コンプライアンス本部の設置、アドバイザリー委員会の設置等	日立HP	
2002/02	雪印食品	国産牛偽装事件	B	社内体制の不備	-	日経新聞2002/1/27	
2002/02	スターゼン	豚肉偽装で農政局の立ち入り検査	B	社内管理体制の不備	記載なし	共同通信(HP)	
2002/02	日本信販	総会屋への利益供与と発覚	D	経営者不正	記載無し	弦巻ナレッジネットワーク(HP)	
2002/03	全農チキンフーズ	鶏肉偽装で農水省の立ち入り検査	B	社内管理体制の不備	記載なし	農政ニュース	
2002/03	佐世保重工	雇用関係給付不正受給	B	社内管理体制の不備	社内管理体制の強化	労働新聞2003/12/02	
2002/04	官房長官	機密費の私的流用	A	倫理観の欠如	記載無し	弦巻ナレッジネットワーク(HP)	
2002/04	丸紅畜産	鶏肉偽装問題に対し公正取引委員会が排除勧告	B	社内管理体制の不備(所長、部長)	営業体制の改革、監視体制の確立、トレーサビリティの確立	丸紅畜産HP	
2002/05	テレビ東京	窃盗団からの情報を元に犯行撮影	B	社内管理体制の不備	社内検証委員会の設置	弦巻ナレッジネットワーク(HP)	
2002/05	ダスキン	「ミスタードーナツ」の肉まんに禁止添加物A使用されていたことを発表	D	経営者不正	内部告発制度の導入		

A: 仕組みがなかった C: 仕組みに欠陥があった(仕組みが適当でなかった)  
 B: 仕組みがあるが、機能しなかった(仕組みは適当であった) D: 経営者不正

時期	会社名	事件の経緯・内容	類型	原因	事件後の対応策	参考資料	参考資料
2002/05	TBC	三万人の個人データを流出	C	社内管理体制の不備	専用ホットラインの設置	毎日新聞(HP)	
2002/05	日本考古学会	遺跡捏造発覚	D	経営者不正	記載無し	弦巻ナレッジネットワーク(HP)	
2002/06	日本食品	国産牛肉偽装事件の発覚	B	社内管理体制の不備	内部調査委員会の設置	共同通信(HP)	
2002/07	三井物産	国後島ディーゼル発電入札にかんし逮捕者	B	社内管理体制の不備	社内監査チームの大幅な増員	日本経済新聞2002/7/25	毎日新聞2002/7/25
2002/07	USJ	賞味期限切れ食材使用、火薬不祥事	B	社内管理体制の不備	記載無し	弦巻ナレッジネットワーク(HP)	
2002/07	日本ハム	買い取り申請の牛肉を無断で引き取り焼却	A	社内管理体制の不備	社内管理体制、監査体制の強化	日本ハムHP	NEWS RELEASE
2002/08	東京電力	原発自主点検に関し記録改ざん	B	社内管理体制の不備	原発管理システムの構築	日本経済新聞2002/10/15	
2002/09	西友	外国食肉を国産とする偽装表示	B	社内管理体制の不備	社内管理体制の強化	弦巻ナレッジネットワーク(HP)	
2002/11	日本テレビ	自作自演の偽河童騒動		競争の激化	-	-	
2002/11	ヤンマー	業務用エアコンの欠陥を隠して修理していたことを発表	B	子会社不正	コンプライアンス委員会の設置	ヤンマーHP	毎日新聞2002/11/25
2003/01	NHK	国宝「鐘楼」に釘うち	B	倫理観の欠如	記載無し	弦巻ナレッジネットワーク(HP)	
2003/01	武富士	サービス残業の疑いで大阪労働局の強制調査	D	経営者不正	就業規則の改正	日本経済新聞2003/07/29	
2003/02	プリマハム	契約内容と違う原料の使用により損害賠償請求	A	チェック体制の欠如	品質保証体制の強化	弦巻ナレッジネットワーク(HP)	
2003/03	NEC	航空交通管制部完成システムダウン	B	社内管理体制の不備	記載無し	弦巻ナレッジネットワーク(HP)	
2003/05	朝日新聞社	曽我さん家族住所報道事件	B	社内管理体制の不備	記載無し	弦巻ナレッジネットワーク	
2003/05	大和証券SMB	証券取引法違反で逮捕	B	社内管理体制の不備	内部管理の強化、法令遵守の徹底	金融庁のHP	大和証券SMBCHP
2003/05	日本生命	不当表示で公正取引委員会より排除勧告	C	競争の激化	従業員への周知徹底	ニッセイHP	公正取引委員会処分内容
2003/05	日本飛行機	自衛隊機の整備事業で水増し請求	B	社内管理体制の不備	記載無し	朝日新聞2003/5/9	
2003/06	宮内庁信組	経理担当者による着服	B	社内管理体制の不備	記載無し	日本経済新聞2003/9/4、/6/4	
2003/06	名鉄バス	無免許運転隠蔽	D	経営者不正	記載無し	弦巻ナレッジネットワーク(HP)	
2003/06	ローソン	カード会員56万人の個人データの流出	C	業務委託先への管理体制の不備	管理体制の強化	毎日新聞2003/8/6	㈱ネットワークドック
2003/07	日本コーリン	意図的な債務超過により民事再生法適用	D	経営者不正	未定	日本経済新聞2003/11/08	
2003/07	水道メーター19社	不当な取引制限	D	経営者不正	記載無し	弦巻ナレッジネットワーク(HP)	
2003/08	日本赤十字	輸血によるB型肝炎の感染の発覚	B	社内管理体制の不備	社内管理体制の強化	朝日新聞2003/08/02	
2003/08	東京大学	副学長による補助金不正	B	社内管理体制の不備	記載無し	朝日新聞2003/08/05	
2003/08	名古屋鉄道	無免許運転隠蔽	B	社内管理体制の不備	再発防止システム導入	日本経済新聞2003/08/30	
2003/08	新日本石油精製、三井化学	高圧ガス検査で虚偽報告があったことを発表	B	社内管理体制の不備	記載無し	朝日新聞2003/08/09	
2003/09	千代田学園	工事代金水増しによる着服	D	経営者不正	記載無し	日本経済新聞2003/09/04	
2003/09	出光興産	地震による製油所火災、事件後の対応	B	安全対策の不備、事後対策の不備	記載無し	朝日新聞2003/10/07	
2003/09	ヨネックス	景品表示法違反で公正取引委員会より排除勧告	A	倫理観の欠如	記載無し	安全・品質問題のASP NEWS 2003年10月号No.118/Web版	
2003/09	日本自動車研究所	事業の不正受託による不正受給	D	文書改ざん	社内管理体制の強化	朝日新聞2003/09/13	
2003/09	日本ハム	BSE補助金不正受給発覚	B	社内管理体制の不備	社内管理体制、監査体制の強化	日本経済新聞2003/11/14	
2003/10	日本テレビ	視聴率の不正調査	A	倫理観の欠如	記載無し	日本経済新聞2003/10/25	
2003/10	メディアリンクス	社長の恐喝事件発覚	D	経営者不正	記載無し	実業界2004/01	
2003/10	ヨネックス	不公正な取引報告で公正取引委員会より排除勧告	C	法令解釈の相違	従業員への周知徹底	安全・品質問題のASP NEWS 2003	公正取引委員会処分内容
2003/11	武富士	盗聴事件の発覚	D	経営者不正	記載無し	asahi . Com(HP)	
2003/11	ジェトロ	未公開株取得問題発覚	C	倫理観の欠如	倫理規定見直し	読売新聞2003/12/10	

A: 仕組みがなかった

C: 仕組みに欠陥があった(仕組みが適当でなかった)

B: 仕組みがあるが、機能しなかった(仕組みは適当であった)

D: 経営者不正

時期	会社名	事件の経緯・内容	類型	原因
2002/03	佐世保重工	雇用関係給付不正受給	B	社内管理体制の不備
2002/04	官房長官	機密費の私的流用	A	倫理観の欠如
2002/04	丸紅畜産	鶏肉偽装問題に対し公正取引委員会が排除勧告	B	社内管理体制の不備(所長、部長)
2002/05	テレビ東京	窃盗団からの情報を元に犯行撮影	B	社内管理体制の不備
2002/05	ダスキン	「ミスタードーナツ」の肉まんに禁止添加物ア使用されていたことを発表	D	経営者不正
2002/05	TBC	三万人の個人データを流出	C	社内管理体制の不備
2002/05	日本考古学会	遺跡捏造発覚	D	経営者不正
2002/06	日本食品	国産牛肉偽装事件の発覚	B	社内管理体制の不備
2002/07	三井物産	国後島ディーゼル発電入札にかんし逮捕者	B	社内管理体制の不備
2002/07	USJ	賞味期限切れ食材使用、火薬不祥事	B	社内管理体制の不備
2002/07	日本ハム	買い取り申請の牛肉を無断で引き取り焼却	A	社内管理体制の不備
2002/08	東京電力	原発自主点検に関し記録改ざん	B	社内管理体制の不備
2002/09	西友	外国食肉を国産とする偽装表示	B	社内管理体制の不備
2002/11	日本テレビ	自作自演の偽河童騒動		競争の激化
2002/11	ヤンマー	業務用エアコンの欠陥を隠して修理していたことを発表	B	子会社不正
2003/01	NHK	国宝「鐘楼」に釘うち	B	倫理観の欠如
2003/01	武富士	サービス残業の疑いで大阪労働局の強制調査	D	経営者不正
2003/02	プリマハム	契約内容と違う原料の使用により損害賠償請求	A	チェック体制の欠如
2003/03	NEC	航空交通管制部完成システムダウン	B	社内管理体制の不備
2003/05	朝日新聞社	曽我さん家族住所報道事件	B	社内管理体制の不備
2003/05	大和証券SMBC	証券取引法違反で逮捕	B	社内管理体制の不備
2003/05	日本生命	不当表示で公正取引委員会より排除勧告	C	競争の激化
2003/05	日本飛行機	自衛隊機の整備事業で水増し請求	B	社内管理体制の不備
2003/06	宮内庁信組	経理担当者による着服	B	社内管理体制の不備
2003/06	名鉄バス	無免許運転隠蔽	D	経営者不正
2003/06	ローソン	カード会員56万人の個人データの流出	C	業務委託先への管理体制の不備
2003/07	日本コーリン	意図的な債務超過により民事再生法適用	D	経営者不正
2003/07	水道メーター19社	不当な取引制限	D	経営者不正
2003/08	日本赤十字	輸血によるB型肝炎の感染の発覚	B	社内管理体制の不備
2003/08	東京大学	副学長による補助金不正	B	社内管理体制の不備
2003/08	名古屋鉄道	無免許運転隠蔽	B	社内管理体制の不備
2003/08	新日本石油精製、三井化学	高圧ガス検査で虚偽報告があったことを発表	B	社内管理体制の不備
2003/09	千代田学園	工事代金水増しによる着服	D	経営者不正
2003/09	出光興産	地震による製油所火災、事件後の対応	B	安全対策の不備、事後対策の不備
2003/09	ヨネックス	景品表示法違反で公正取引委員会より排除勧告	A	倫理観の欠如
2003/09	日本自動車研究所	事業の不正受託による不正受給	D	文書改ざん
2003/09	日本ハム	BSE補助金不正受給発覚	B	社内管理体制の不備
2003/10	日本テレビ	視聴率の不正調査	A	倫理観の欠如
2003/10	メディアリンクス	社長の恐喝事件発覚	D	経営者不正
2003/10	ヨネックス	不公正な取引報告で公正取引委員会より排除勧告	C	法令解釈の相違
2003/11	武富士	盗聴事件の発覚	D	経営者不正
2003/11	ジェトロ	未公開株取得問題発覚	C	倫理観の欠如

## Other

A: 仕組みがなかった

C: 仕組みに欠陥があった(仕組みが適当でなかった)

B: 仕組みがあるが、機能しなかった(仕組みは適当であった) D: 経営者不正

時期	大学名	事件の経緯・内容	類型
1996/2/1	大和銀行	ニューヨーク支店不正取引で米当局と司法取引	B
1996/3/1	ミドリ十字	非加熱血液製剤問題	D
1996/6/1	高島屋	総会屋への利益供与	D
1996/8/1	大日本印刷等	談合	BC
1996/9/1	住友商事	銅不正取引	B
1997/3/1	味の素	総会屋への利益供与	B
1997/5/1	野村證券	総会屋への利益供与	D
1997/6/1	第一勧業銀行	総会屋への利益供与	D
1997/6/1	日興證券	総会屋への利益供与	D
1997/6/1	大和證券	総会屋への利益供与	D
1997/10/1	北国銀行	背任	D
1997/10/1	松坂屋	総会屋への利益供与	D
1997/10/1	三菱自動車工業	総会屋への利益供与	D
1997/11/1	三菱電機	総会屋への利益供与	-
1997/11/1	東芝	総会屋への利益供与	-
1997/11/1	日立製作所	総会屋への利益供与	-
1997/11/1	三菱地所	総会屋への利益供与	-
1998/3/1	山一證券	飛ばし疑惑により自主廃業	D
1998/11/1	三田工業	粉飾決算	D
1998/12/1	東京証券取引所	相場操縦	D
1998/12/1	NEC等	防衛庁に対する過大請求問題	D
1999/9/1	ヤクルト	プリンストン債の購入	D
1999/9/1	JCO東海事業所	臨界事故	BC
1999/11/1	日栄	恐喝未遂事件	D
2000/1/1	日本経済新聞子会社	不正経理	D
2000/6/1	雪印乳業	集団食中毒事件	BC
2000/7/1	三菱自動車	クレーム・リコール隠し	B・C
2000/10/1	三洋電機子会社	太陽光発電パネル不正出荷	D
2001/1/1	味の素	調味料成分の虚偽表示	D
2001/1/1	日本医科大学付属病院	手術事故隠し	D
2001/3/1	千代田生命	巨額融資による経営破綻	D
2001/5/1	マルハ	水産物輸入で原産地証明書を偽造	A
2001/11/1	武田・エーザイ等	欧州委員会からビタミン製造業者に対し罰金	BC
2001/12/1	エンロン	粉飾決算	D
2002/1/1	日立製作所	競売入札妨害	B
2002/2/1	雪印食品	国産牛偽装事件	B
2002/2/1	スターゼン	豚肉偽装で農政局の立ち入り検査	B
2002/2/1	日本信販	総会屋への利益供与発覚	D
2002/3/1	全農チキンフーズ	鶏肉偽装で農水省の立ち入り検査	B

私立大学

A: 仕組みがなかった

C: 仕組みに欠陥があった(仕組みが適当でなかった)

B: 仕組みがあるが、機能しなかった(仕組みは適当であった)

D: 経営者不正

時期	大学名	事件の経緯・内容	類型
平成9年から	慈恵医科大学	資格のない者が科研費を受け取っていたとして自主返還。延べ149人が1億4,280万円の研究費受け取る	教授不正
2002年度決算時	杉野学園	約1億3,000円の使用不明金判明	教授不正
2004/1/25	慈恵医科大学	医局員が文科省の補助金を不正で受給していた疑い、調査を受ける	教授不正
2004/2/5	関西大学 社会学部	関大教授、大学院生にセクハラし、大阪地裁から約110万円の支払いを命じられる	経営者不正

国立大学

A: 仕組みがなかった

C: 仕組みに欠陥があった(仕組みが適当でなかった)

B: 仕組みがあるが、機能しなかった(仕組みは適当であった)

D: 経営者不正

時期	大学名	事件の経緯・内容	類型
2002/11/26	東大・京都大	教授らが科研費の経理事務を大学側に委任せず、預金口座などを個人管理していることが発覚。また謝金など教授室の改善費などに当てた疑い。	教授不正
2003/1/16	徳島大学	徳島大医学部教授が厚生省にうその報告書。研究費補助金の残金3100万円詐得に対し、徳島地裁が懲役2年6ヶ月執行猶予3年の判決	教授不正
2003/1/21	広島大学院	理学研究科の教授。研究費650万円不正流用発覚。	教授不正
2003/1/31	東京大学	医学部産婦人科の研究室。大学院生に交付される「謝金」「賃金」など2250万円を本来とは違う目的で使用。助手 架空人件費の計上を秘書らに具体的に指示する 減給処分	教授不正
2003/6/6	島根医科大	産婦人科学科講座の教授。科研費を不正流用しているとの指摘から調査が発覚。	教授不正
2003/6/14	東京医科歯科大	元職員。経費約1100万円を着服したとして、元職員を逮捕。	職員不正
2003/8/14	北大医学部	医学部の医師277人(筑波大の医師3人含む)。過去5年間、道内120の病院で勤務したようにみせかけ、報酬を受け取る。「名義貸し」をしていたことが発覚。	医師不正
2003/8/22(新聞記載)	北大医学部	医局教授。医局から医師派遣を受ける公立病院から6年間に総額4千万円を越す顧問料が支払われた事が発覚。教授の実際の訪問は一度もなし。また顧問料の内2千万は大学に無届け状態であった。	教授不正
2003/8/30	東北大	同大学大学院生の医師6名。東北地方の民間病院への名義貸しが発覚。常勤医として登録していたが実際はアルバイト医であった。	医師不正
2003/8/31	道立札幌医科大	医師。名義貸し発覚。4年間に国から支給された金額は総額4千万以上。	医師不正
2003/9/3	東大医学部	研修医の輸血ミスにより、女性患者、意識不明の重態。	医師不正
2003/9/6	北大医学部	277にのぼる医師の名義貸しが発覚。医局の支配、過疎地の医師不足を浮き彫りに。年間900万円の顧問料を受け取る医師もいた。	医師不正
2003/10/9	国立鹿屋大	同大学スポーツ振興教団理事長。財団から2億から4千万を理事会の承認なしで借用し、知人の会社への融資していた。	理事長不正
2003/10/22	東大医学部	教授。「器材を購入した」とうその申請。日本馬主協会連合会に2000万円を寄付させた。	教授不正
2004/02/11(新聞記載)	8大学 (名古屋市立大、岡山大、川崎医科大、広島大、鹿児島大、日本医科)	大学病院や医学部の医師による名義貸しの問題で、名義貸しにかかわった医師名	
2004/2/24(新聞記載)	理化学研究所(東京大学)	東京大学理学系研究科教授を兼務している片山主任が、海外旅費経費を虚偽申請。その後失念を認め、理研に費用を全額返却。東大のある教授は「特定の研究者には重複して研究費が集まる仕組みにミス	教授不正
2004/3/4	岩手県立大学	1998年度から5年間に支給された研究費のうち32万円を不適切使用	職員不正

### 別紙資料3 監査委員監査の概要

地方公共団体は、住民の福祉の増進に努め、最小の経費で最大の効果を挙げようとするとともに、その組織及び運営の合理化に努め、その規模の適正化を図らなければならない。(地方自治法第2条第14項、第15項)行政が公正で合理的かつ効率的に行われているかどうかについて住民は知る権利をもっているとともに、監視することが必要である。監査委員監査は住民に代わって地方自治体の事務の執行を監査する制度である。

#### 1. 高知市の監査委員及び監査委員事務局の体制

##### (1) 監査委員

定数及び報酬等(平成16年度)

区 分	定数	報酬等	勤務形態	任 期
代表監査委員	1	567,000円	常勤	4年
識見監査委員	1	210,000円	非常勤	〃
議会選出監査委員	2	45,700円	非常勤	議員の任期による

市議会への出席 議長の要請により、代表監査委員が議会定例会の本会議に出席する。

監査委員会議 月1回定例監査委員協議会を開催し、監査、検査、審査の年間計画、実施計画の策定や意見書、報告書の作成等について協議する。

##### (2) 監査委員事務局

組織構成(平成16年4月1日) 定数7人(現員7人)

事務局長	1名	(部長級)
次長	1名	(副部長級)
監査担当主幹	2名	(課長補佐級)
主任	1名	
主査	1名	
主事	1名	
合計	7名	

監査委員費（平成16年度当初予算） （千円）

節	当初予算
1 報酬	3,617
2 給料	37,734
3 職員手当等	20,749
4 共済費	9,018
9 旅費	900
10 交際費	60
11 需用費	735
12 役務費	27
13 委託料	312
14 使用料及び賃借料	202
19 負担金補助及び交付金	179
合計	73,533

2. 監査等の事務

(1) 計画

監査等の実施にあたっては年間監査計画を年度開始前の監査委員協議会に諮り策定する。年間監査計画では、基本方針、実施予定の監査等の種類、年間日程計画が策定される。監査委員が行う監査等としては以下のものがある。

監査等の種類

監 査	検 査	審 査
定期監査	例月現金出納検査	決算審査基金の運用状況の審査
随時監査		
行政監査		
工事監査		
財政援助団体等に対する監査		
公金の収納又は支払事務に関する監査		
住民の直接請求に基づく監査		
議会の要求に基づく監査		
市長の要求に基づく監査		
住民監査請求に基づく監査		
市長又は企業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査		

## ( 2 ) 実施

### 監査委員による監査

監査委員による監査の方法は、資料に基づく監査のほか、必要に応じ、ヒアリング（説明聴取）及び現地監査により実施する。

- ・ 資料に基づく監査：事務局職員が収集した資料に基づき、監査を行う。
- ・ ヒアリング（説明聴取）：監査等を実施するために、必要な者に対してヒアリングを実施する。
- ・ 現地監査：監査等を実施するために、必要な施設等に対して現地監査を実施する。

### 事務局職員の事前調査

- ・ 書類調査：資料の提出を求め、提出された資料に基づき、調査を行う。
- ・ 現地調査：現地において調査を行う。

## ( 3 ) 監査等の結果

### 監査

- ・ 提出及び公表  
監査が終了したときは、速やかに監査等の結果に関する報告を決定するとともに、市長等への提出及び公表を行う。また、監査の結果に関する報告を提出するときに際しては、必要に応じ、報告に添えて意見を提出する。
- ・ 措置の公表  
監査の結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じたことについて、市長等から通知があったときは、速やかに公表する。
- ・ 処理状況の報告  
監査の結果、指摘した事項（口答指摘含む。）の処理状況について、期限を定めて、部局長に対し文書での報告を求める。

### 検査

例月現金出納検査の結果に関する報告については、議会及び市長へ提出する。

### 審査

公営事業会計決算並びに一般会計、特別会計決算及び基金の運用状況に関する審査をした結果に関する意見については、市長へ提出する。

### 3. 定期監査について

#### (1) 監査対象

期間を3期に分け、部(局)単位で実施し、2年で一巡する。ただし、窓口センター(8カ所)、学校(小学校39校、中学校16校、養護学校1校)、保育所(23園)はそれぞれ4年、10年、8年で一巡する。平成13年度と平成15年度は総務部、市民生活部、健康福祉部、病院局、環境部、建設下水道部、水道局、消防局の監査を実施。

平成12年度と平成14年度は議会事務局、企画財政部、産業振興部、都市整備部、教育委員会事務局・教育機関、その他行政委員会の監査を実施。

監査は現年度について行うため1期に監査を行う部局は9月までの資料により、3期に行う部局では約1年分の資料によるので監査を行う資料の量はかわってくるが、特定の課に重点をおいて監査時間を割くことはしていない。

#### (2) 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が、適正に行われているか、また、計画的かつ経済的・効率的に行われているか

経営に係る事業の管理が、適正に行われているか、また、合理的かつ経済的・効率的に行われているか

行政監査は、行政監査として独立して実施するのではなく、定期監査のなかで、重点項目を設定して行政監査的視点をもって実施する。(平成5年度から)

#### 重点項目

平成12年度	業務委託について、賃金について
平成13年度	補助金について、現金等の取扱いについて
平成14年度	補助金について、現金等の取扱いについて
平成15年度	旅行命令の日程について、随意契約について





